

# あましんポケットローン契約書(当座貸越契約書)

私は、SMBCコンシューマーファイナンス(以下「保証会社」という)の保証にもつき奄美大島信用金庫(以下「金庫」という)と当座貸越取引(あましんポケットローン)を行うことについて次の条項を契約します。

## 第1条(取引期間)

- 私がこの契約にもつき、あましんポケットローン(以下ローンカードという)又は、金庫所定の当座貸越払戻請求書を使用して当座貸越をうけられる期間(以下単に取引期間という)は契約成立日から、その3年後の応当日の属する月の末日までとします。ただし、期限までに金庫から私に期限を延長しない旨の申出がない場合には取引期間は更に3年間延長されるものとし以後も同様とします。
- 期限までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。
  - 私は、ローンカードを金庫に返却します。
  - 期限の翌日以降この取引による当座貸越をうけません。
  - 期限内に貸越元利金がある場合は、期限までに貸越元利金全額を返済します。
  - 期限内に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。

## 第2条(取引方法)

- この契約による、あましんポケットローン取引は当座貸越とし小切手、手形の振出あるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- 前項の貸越取引については私はローンカード又は金庫所定の当座貸越払戻請求書を使用して当座貸越をうけるものとします。
- ローンカード、現金自動預払機等の取扱については別に定める、キャッシュカード規定によります。
- 私はこの契約の継続中は、表記取引店以外の店舗において重ねて、あましんポケットローン取引の開設を行いません。

## 第3条(貸越極度額)

- この契約による貸越極度額は、金庫及び保証会社の審査の上決定されるものとし、表記の決定貸越極度額のとおりとします。
- 金庫がやむを得ないものと認めて極度額を超えて私に当座貸越を行なった場合にも、この契約の各条項が適用されるものとし、直ちに極度額を超える金額を支払うものとします。
- 金庫は、第1項の規定にかかわらず取引の利用状況等により、貸越極度額を変更または新たな借入を中止することができるものとします。この場合は、金庫はあらかじめ変更後の貸越極度額および変更日等必要な事項を通知します。

## 第4条(利息、保証料、損害金等)

- 貸越金の利息(保証会社の保証料を含めたもの。以下同じ)は付利単位を100円とし、毎月5日(金庫休業日の場合は翌営業日)に金庫の定める利率、方法により計算のうえ貸越元金に組み入れるものとします。利息の計算方法は、計算期間内における毎日の貸越最終残高の合計額に金庫所定の利率を乗じ、それを365で除す計算とします。
- 金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14.5%(年365日の日割計算)とします。
- 金利情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、金庫は利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は、あらかじめ金庫の本支店等に掲示するものとします。

## 第5条(定例返済)

- 私は毎月5日(金庫休業日の場合は翌営業日。以下「定例返済日」という)に、表記貸越極度額に応じて次の通り返済します。

| 極度額    | 約定返済額    |
|--------|----------|
| 30万円以内 | 毎月 1万円   |
| 50万円以内 | 毎月 1万5千円 |
| 70万円以内 | 毎月 2万円   |
| 90万円以内 | 毎月 2万5千円 |

- 前項にかかわらず、前4条第1項の貸越金利息を組入れた残高が前項に定める定例返済金額に満たない場合には、当該利息組入れ後残高の金額を返済します。

## 第6条(自動引落し)

前条による返済は自動引落としの方法によることとし、私は表記の返済用預金口座に毎月返済日までに返済金相当額を預入しますから、金庫は返済日に通帳および請求書なしで引落しのうえ、返済にあててください。また、万一預入が遅延した場合には預入後いつでも金庫は同様の処理ができるものとします。

## 第7条(臨時返済)

- 第5条による定例返済のほか、随時に任意の金額を返済することができるものとします。
- 前項の臨時返済は第6条の自動引落としによらず、私が直接金庫の店頭で申し込む方法により行ないます。

## 第8条(諸費用の返済用預金口座からの自動引落し)

この契約の締結に際し、私が負担すべき印紙代等の費用は、金庫所定の日に表記の返済用預金口座から小切手または請求書なしで引落しのうえ、費用の支払いにあててください。

## 第9条(反社会的勢力の排除)

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社もしくは第三者の不当の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為

## 第10条(期限前全額返済義務)

- 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、金庫から通知催告等がなくても貸越元利金は弁済期が到来するものとし、直ちに弁済します。
  - 第5条に定める返済を遅延し、翌月の返済日にいたるも返済しなかったとき。
  - 支払の停止または破産、民事再生手続の申立があったとき。

- 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - 預金その他の金庫に対する債権について仮差押、保全差押の命令、通知が発せられたとき。
  - 住所変更の届出を怠るなどにより、金庫において所在が明らかでなくなったとき。
  - 保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。
- 次の各場合には、金庫から請求ありし貸越元利金は弁済期が到来するものとし、直ちに弁済します。
    - 私が金庫に対する債務の一部でも期限に履行しなかったとき。
    - 私が金庫との取引約定の一つにでも違反したとき。
    - この契約による、あましんポケットローン取引に関し私が金庫に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
    - 前条第1項のいずれかに該当するとき、または前条第2項のいずれかの行為を行ったとき。
    - 前条のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

## 第11条(減額・解約・中止)

- 前条各項の事由があるときは、いつでも金庫は貸越を中止またはこの契約を解約することができるものとします。
- 私はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、私は金庫所定の書面により金庫に通知します。
- 前2項によりこの契約が解約された場合、私は、直ちにローンカードを返却し、貸越元利金を弁済します。また、極度額を減額された場合にも、直ちに減額後の極度額を超える貸越金を支払います。

## 第12条(金庫からの相殺)

- この契約による金庫に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限にかかわらずいつでも金庫は相殺することができるものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
- 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は金庫の定めによるものとします。

## 第13条(借主からの相殺)

- 弁済期にある私の預金その他の債権と、この契約による私の債務とを、私は相殺することができるものとします。
- 前項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに金庫に提出します。
- 第1項により私が相殺した場合には、金庫は事前の通知における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は金庫の定めによるものとします。

## 第14条(債務の返済にあてる順序)

- 弁済または第11条による差引計算の場合、私の金庫に対するすべての債務を消滅させるに足らないときは、金庫が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
- 第12項により私が相殺する場合、私の金庫に対するすべての債務を消滅させるに足らないときは、私の指定する順序方法により充当することができるものとします。
- 私が前項による指定をしなかったときは、金庫が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
- 第2項の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、金庫は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、金庫の指定する順序方法により充当することができるものとします。
- 第2項によって金庫が充当する場合には、私の期限未到来の債務について期限が到来したものと、金庫はその順序方法を指定することができるものとします。

## 第15条(危険負担、免責条項等)

- 私が金庫に差し入れた証書等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失、または損傷した場合には、金庫の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。
- 金庫に提出した書類の印影(または暗証)を、届出の印鑑(または暗証)に、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、書類、印章等について偽造、変造、盗用等があってもそのために生じた損害については私の負担とします。
- 私に対する権利の行使、保全に要した費用は、私の負担とします。

## 第16条(届出事項)

- 氏名、住所、印章、電話番号、職業、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により金庫へ届出します。
- 届出のあった氏名、住所にあてて金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 第17条(報告および調査)

- 財産、債務、経営、業況、勤務先、収入、この取引による貸越金の用途等について金庫から請求があったときは、直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供します。
- 財産、債務、経営、業況、勤務先、収入等について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、金庫から請求がなくても直ちに報告します。

## 第18条(契約の変更)

この契約の内容を変更する場合、金庫は変更内容および変更日を私に通知するものとします。私は、変更日以降は変更後の内容にしたがい、あましんポケットローン取引を行います。

## 第19条(管轄の合意)

この契約に関して訴訟の必要を生じた場合には、金庫本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上